

IV 市税総括

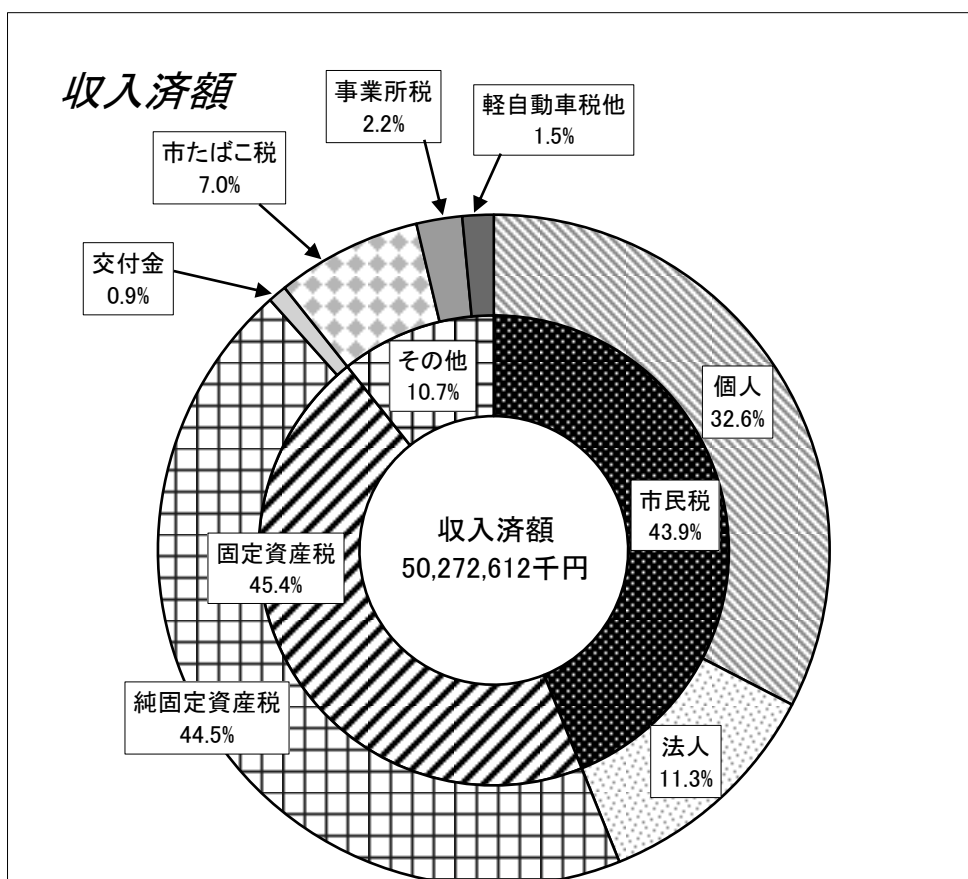
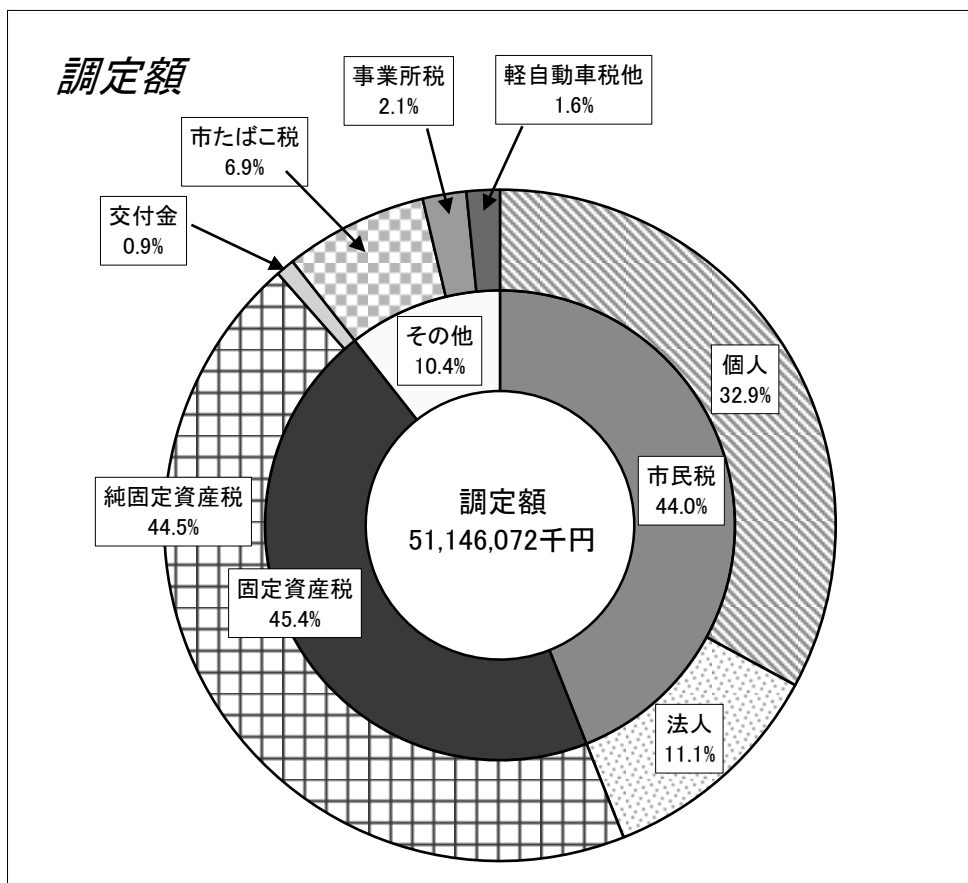
1 令和元年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	21,873,362,000	22,526,411,888	22,057,085,693	46,604,996
個人	16,257,112,000	16,847,642,097	16,365,191,572	40,748,075
現年課税分	16,110,664,000	16,403,082,081	16,215,261,385	232,117
滞納繰越分	146,448,000	444,560,016	149,930,187	40,515,958
法人	5,616,250,000	5,678,769,791	5,691,894,121	5,856,921
現年課税分	5,606,696,000	5,647,043,400	5,682,984,510	0
滞納繰越分	9,554,000	31,726,391	8,909,611	5,856,921
固定資産税	22,745,765,000	23,172,825,946	22,809,227,155	17,198,652
純固定資産税	22,291,667,000	22,718,727,646	22,355,128,855	17,198,652
現年課税分	22,125,479,000	22,325,323,594	22,166,547,734	359,246
滞納繰越分	166,188,000	393,404,052	188,581,121	16,839,406
交付金	454,098,000	454,098,300	454,098,300	0
軽自動車税	760,491,000	801,681,475	759,388,139	4,890,570
種別割 合計	757,403,000	799,142,975	756,849,639	4,890,570
種別割 現年課税分	747,818,000	763,873,000	749,024,953	130,700
種別割 滞納繰越分	9,585,000	35,269,975	7,824,686	4,759,870
環境性能割 現年度分	3,088,000	2,538,500	2,538,500	0
市たばこ税	3,554,345,000	3,540,004,213	3,540,004,213	0
現年課税分	3,554,345,000	3,540,004,213	3,540,004,213	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	9,246,000	9,302,100	9,302,100	0
事業所税	1,052,786,000	1,095,846,500	1,097,604,500	0
現年課税分	1,052,745,000	1,095,251,500	1,097,009,500	0
滞納繰越分	41,000	595,000	595,000	0
合 計	49,995,995,000	51,146,072,122	50,272,611,800	68,694,218
現年課税分	49,664,179,000	50,240,516,688	49,916,771,195	722,063
滞納繰越分	331,816,000	905,555,434	355,840,605	67,972,155

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
498,259,538	75,538,339	97.9	100.8	43.9	102.9	102.9
450,647,789	8,945,339	97.1	100.7	32.6	102.7	102.7
196,329,836	8,741,257	98.9	100.6	32.3	102.6	102.6
254,317,953	204,082	33.7	102.4	0.3	107.0	109.0
47,611,749	66,593,000	100.2	101.3	11.3	103.4	103.6
30,651,890	66,593,000	100.6	101.4	11.3	103.5	103.7
16,959,859	0	28.1	93.3	0.0	99.4	69.1
350,922,693	4,522,554	98.4	100.3	45.4	102.3	102.6
350,922,693	4,522,554	98.4	100.3	44.5	102.3	102.5
162,488,868	4,072,254	99.3	100.2	44.1	102.3	102.4
188,433,825	450,300	47.9	113.5	0.4	97.7	111.0
0	0	100.0	100.0	0.9	106.1	106.1
37,527,066	124,300	94.7	99.9	1.5	103.2	102.9
37,527,066	124,300	94.7	99.9	1.5	102.9	102.5
14,826,047	108,700	98.1	100.2	1.5	103.0	102.8
22,701,019	15,600	22.2	81.6	0.0	100.5	81.2
0	0	100.0	82.2	0.0	-	-
0	0	100.0	99.6	7.0	105.4	105.4
0	0	100.0	99.6	7.0	105.4	105.4
0	0	-	-	-	-	-
0	0	100.0	100.6	0.0	91.9	91.9
0	1,758,000	100.2	104.3	2.2	105.4	105.8
0	1,758,000	100.2	104.2	2.2	105.6	105.8
0	0	100.0	1,451.2	0.0	31.7	453.2
886,709,297	81,943,193	98.3	100.6	100.0	102.9	103.0
404,296,641	81,273,211	99.4	100.5	99.3	102.9	103.0
482,412,656	669,982	39.3	107.2	0.7	102.1	107.8

2 令和元年度市税決算構成図



令和元年度 市税決算

(単位：円、%)

税 目	調 定 額	構成比	収 入 済 額	構成比	徴収率
市 民 税	22,526,411,888	44.0	22,057,085,693	43.9	97.9
個 人	16,847,642,097	32.9	16,365,191,572	32.6	97.1
法 人	5,678,769,791	11.1	5,691,894,121	11.3	100.2
固 定 資 産 税	23,172,825,946	45.4	22,809,227,155	45.4	98.4
純固定資産税	22,718,727,646	44.5	22,355,128,855	44.5	98.4
交 付 金	454,098,300	0.9	454,098,300	0.9	100.0
軽自動車税	801,681,475	1.6	759,388,139	1.5	94.7
市たばこ税	3,540,004,213	6.9	3,540,004,213	7.0	100.0
特別土地保有税					
入 湯 税	9,302,100	0.0	9,302,100	0.0	100.0
事 業 所 税	1,095,846,500	2.1	1,097,604,500	2.2	100.2
合 計	51,146,072,122	100.0	50,272,611,800	100.0	98.3

3 平成26年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	18,702,474,000	19,434,255,409	18,840,633,913	78,156,664
個人	13,503,471,000	14,124,642,512	13,553,981,909	70,909,059
現年課税分	13,311,670,000	13,509,482,187	13,346,597,052	670,893
滞納繰越分	191,801,000	615,160,325	207,384,857	70,238,166
法人	5,199,003,000	5,309,612,897	5,286,652,004	7,247,605
現年課税分	5,178,738,000	5,252,312,600	5,268,767,192	255,000
滞納繰越分	20,265,000	57,300,297	17,884,812	6,992,605
固定資産税	20,577,488,000	21,588,203,324	20,768,008,013	89,374,075
純固定資産税	20,174,816,000	21,185,531,324	20,365,336,013	89,374,075
現年課税分	19,805,883,000	20,183,491,307	19,953,812,384	3,668,781
滞納繰越分	368,933,000	1,002,040,017	411,523,629	85,705,294
交付金	402,672,000	402,672,000	402,672,000	0
軽自動車税	538,448,000	588,643,740	545,827,296	4,683,295
現年課税分	527,385,000	548,525,100	533,559,404	72,600
滞納繰越分	11,063,000	40,118,640	12,267,892	4,610,695
市たばこ税	3,165,802,000	3,211,901,471	3,211,901,471	0
現年課税分	3,165,802,000	3,211,901,471	3,211,901,471	0
滞納繰越分	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入湯税	13,785,000	11,549,850	11,549,850	0
事業所税	867,198,000	892,218,450	889,872,132	0
現年課税分	864,422,000	888,250,800	887,128,100	0
滞納繰越分	2,776,000	3,967,650	2,744,032	0
合 計	43,865,195,000	45,726,772,244	44,267,792,675	172,214,034
現年課税分	43,270,357,000	44,008,185,315	43,615,987,453	4,667,274
滞納繰越分	594,838,000	1,718,586,929	651,805,222	167,546,760

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
555,318,473	39,853,641	96.9	100.7	42.6	103.9	105.1
510,074,585	10,323,041	96.0	100.4	30.6	101.7	103.1
172,052,125	9,837,883	98.8	100.3	30.1	103.1	103.5
338,022,460	485,158	33.7	108.1	0.5	78.6	82.4
45,243,888	29,530,600	99.6	101.7	11.9	110.0	110.8
12,662,808	29,372,400	100.3	101.7	11.9	110.3	110.8
32,581,080	158,200	31.2	88.3	0.1	88.6	103.8
736,124,183	5,302,947	96.2	100.9	46.9	100.4	101.9
736,124,183	5,302,947	96.1	100.9	46.0	100.4	101.9
230,517,409	4,507,267	98.9	100.7	45.1	102.1	102.6
505,606,774	795,680	41.1	111.5	0.9	75.0	76.3
0	0	100.0	100.0	0.9	101.8	101.8
38,634,049	500,900	92.7	101.4	1.2	104.0	105.0
15,322,196	429,100	97.3	101.2	1.2	104.5	105.0
23,311,853	71,800	30.6	110.9	0.0	97.1	102.7
0	0	100.0	101.5	7.3	98.3	98.3
0	0	100.0	101.5	7.3	98.3	98.3
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	83.8	0.0	89.2	89.2
2,346,318	0	99.7	102.6	2.0	98.0	98.1
1,122,700	0	99.9	102.6	2.0	97.9	98.0
1,223,618	0	69.2	98.8	0.0	106.2	226.2
1,332,423,023	45,657,488	96.8	100.9	100.0	101.7	102.9
431,677,238	44,146,650	99.1	100.8	98.5	103.0	103.4
900,745,785	1,510,838	37.9	109.6	1.5	77.1	79.4

4 平成27年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	19,152,448,000	19,798,261,784	19,265,051,807	74,876,529
個人	13,961,594,000	14,486,671,726	13,993,348,790	51,408,321
現年課税分	13,797,350,000	13,977,794,883	13,816,837,514	722,572
滞納繰越分	164,244,000	508,876,843	176,511,276	50,685,749
法人	5,190,854,000	5,311,590,058	5,271,703,017	23,468,208
現年課税分	5,178,566,000	5,265,496,600	5,262,198,057	50,000
滞納繰越分	12,288,000	46,093,458	9,504,960	23,418,208
固定資産税	20,847,936,000	21,519,758,283	20,901,545,665	52,511,820
純固定資産税	20,443,473,000	21,115,294,783	20,497,082,165	52,511,820
現年課税分	20,140,927,000	20,386,028,772	20,185,747,717	748,720
滞納繰越分	302,546,000	729,266,011	311,334,448	51,763,100
交付金	404,463,000	404,463,500	404,463,500	0
軽自動車税	560,815,000	602,922,949	559,766,804	4,300,587
現年課税分	548,993,000	564,531,700	548,103,020	67,200
滞納繰越分	11,822,000	38,391,249	11,663,784	4,233,387
市たばこ税	3,458,434,000	3,692,138,893	3,692,137,157	0
現年課税分	3,458,434,000	3,692,138,893	3,692,137,157	0
滞納繰越分	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	10,136,000	9,987,300	9,987,300	0
事業所税	925,493,000	924,471,218	924,639,924	0
現年課税分	923,147,000	922,124,900	922,293,606	0
滞納繰越分	2,346,000	2,346,318	2,346,318	0
合 計	44,955,262,000	46,547,540,427	45,353,128,657	131,688,936
現年課税分	44,462,016,000	45,222,566,548	44,841,767,871	1,588,492
滞納繰越分	493,246,000	1,324,973,879	511,360,786	130,100,444

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
479,594,168	21,260,720	97.3	100.6	42.5	101.9	102.3
450,224,612	8,309,997	96.6	100.2	30.9	102.6	103.2
168,440,957	8,206,160	98.8	100.1	30.5	103.5	103.5
281,783,655	103,837	34.7	107.5	0.4	82.7	85.1
29,369,556	12,950,723	99.2	101.6	11.6	100.0	99.7
16,124,366	12,875,823	99.9	101.6	11.6	100.3	99.9
13,245,190	74,900	20.6	77.4	0.0	80.4	53.1
571,471,470	5,770,672	97.1	100.3	46.1	99.7	100.6
571,471,470	5,770,672	97.1	100.3	45.2	99.7	100.6
204,958,709	5,426,374	99.0	100.2	44.5	101.0	101.2
366,512,761	344,298	42.7	102.9	0.7	72.8	75.7
0	0	100.0	100.0	0.9	100.4	100.4
39,223,258	367,700	92.8	99.8	1.2	102.4	102.6
16,714,680	353,200	97.1	99.8	1.2	102.9	102.7
22,508,578	14,500	30.4	98.7	0.0	95.7	95.1
1,736	0	100.0	106.8	8.2	115.0	115.0
1,736	0	100.0	106.8	8.2	115.0	115.0
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	98.5	0.0	86.5	86.5
0	168,706	100.0	99.9	2.0	103.6	103.9
0	168,706	100.0	99.9	2.0	103.8	104.0
0	0	100.0	100.0	0.0	59.1	85.5
1,090,290,632	27,567,798	97.4	100.9	100.0	101.8	102.5
406,240,448	27,030,263	99.2	100.9	98.9	102.8	102.8
684,050,184	537,535	38.6	103.7	1.1	77.1	78.5

5 平成28年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	19,435,832,000	19,961,524,656	19,502,507,762	56,938,572
個人	14,582,258,000	15,047,561,800	14,585,187,676	48,138,213
現年課税分	14,433,684,000	14,598,526,484	14,431,176,044	733,068
滞納繰越分	148,574,000	449,035,316	154,011,632	47,405,145
法人	4,853,574,000	4,913,962,856	4,917,320,086	8,800,359
現年課税分	4,845,762,000	4,884,836,000	4,910,881,538	50,000
滞納繰越分	7,812,000	29,126,856	6,438,548	8,750,359
固定資産税	21,225,487,000	21,775,111,759	21,256,817,699	35,277,018
純固定資産税	20,825,229,000	21,374,853,159	20,856,559,099	35,277,018
現年課税分	20,593,784,000	20,807,442,054	20,625,228,967	1,975,740
滞納繰越分	231,445,000	567,411,105	231,330,132	33,301,278
交付金	400,258,000	400,258,600	400,258,600	0
軽自動車税	680,383,000	726,207,958	684,953,738	3,919,165
現年課税分	668,617,000	687,683,900	670,005,065	208,000
滞納繰越分	11,766,000	38,524,058	14,948,673	3,711,165
市たばこ税	4,747,984,000	4,679,861,546	4,679,861,546	0
現年課税分	4,747,983,000	4,679,859,810	4,679,859,810	0
滞納繰越分	1,000	1,736	1,736	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	9,300,000	9,733,050	9,733,050	0
事業所税	952,365,000	984,668,000	975,787,129	5,460,900
現年課税分	952,365,000	984,668,000	975,787,129	5,460,900
滞納繰越分	0	0	0	0
合 計	47,051,351,000	48,137,106,969	47,109,660,924	101,595,655
現年課税分	46,651,753,000	47,053,007,898	46,702,930,203	8,427,708
滞納繰越分	399,598,000	1,084,099,071	406,730,721	93,167,947

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
443,930,264	41,851,942	97.7	100.3	41.4	100.8	101.2
421,952,920	7,717,009	96.9	100.0	31.0	103.9	104.2
174,202,562	7,585,190	98.9	100.0	r 30.7	104.4	104.4
247,750,358	131,819	34.3	103.7	0.3	88.2	87.3
21,977,344	34,134,933	100.1	101.3	10.4	92.5	93.3
8,039,395	34,134,933	100.5	101.3	10.4	92.8	93.3
13,937,949	0	22.1	82.4	0.0	63.2	67.7
488,495,508	5,478,466	97.6	100.1	45.1	101.2	101.7
488,495,508	5,478,466	97.6	100.2	44.3	101.2	101.8
185,490,013	5,252,666	99.1	100.2	43.8	102.1	102.2
303,005,495	225,800	40.8	100.0	0.5	77.8	74.3
0	0	100.0	100.0	0.8	99.0	99.0
37,809,621	474,566	94.3	100.7	1.5	120.4	122.4
17,880,135	409,300	97.4	100.2	r 1.5	121.8	122.2
19,929,486	65,266	38.8	127.0	0.0	100.3	128.2
0	0	100.0	98.6	9.9	126.8	126.8
0	0	100.0	98.6	9.9	126.8	126.8
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	104.7	0.0	97.5	97.5
4,168,000	748,029	99.1	102.5	2.1	106.5	105.5
4,168,000	748,029	99.1	102.5	2.1	106.8	105.8
0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
974,403,393	48,553,003	97.9	100.1	100.0	103.4	103.9
389,780,105	48,130,118	99.3	100.1	99.1	104.0	104.2
584,623,288	422,885	37.5	101.8	0.9	81.8	79.5

6 平成29年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	20,139,722,000	20,763,240,169	20,305,189,795	43,669,820
個人	15,350,943,000	15,875,932,925	15,428,742,678	41,424,977
現年課税分	15,211,699,000	15,455,295,441	15,282,004,788	327,677
滞納繰越分	139,244,000	420,637,484	146,737,890	41,097,300
法人	4,788,779,000	4,887,307,244	4,876,447,117	2,244,843
現年課税分	4,782,934,000	4,865,334,000	4,872,435,474	82,026
滞納繰越分	5,845,000	21,973,244	4,011,643	2,162,817
固定資産税	21,548,794,000	22,071,272,270	21,651,874,282	19,317,657
純固定資産税	21,124,052,000	21,646,530,370	21,227,132,382	19,317,657
現年課税分	20,926,212,000	21,164,856,666	21,002,340,373	478,300
滞納繰越分	197,840,000	481,673,704	224,792,009	18,839,357
交付金	424,742,000	424,741,900	424,741,900	0
軽自動車税	705,975,000	752,764,517	714,197,797	3,854,370
現年課税分	694,633,000	715,084,600	701,339,335	169,900
滞納繰越分	11,342,000	37,679,917	12,858,462	3,684,470
市たばこ税	4,542,262,000	4,538,424,222	4,538,424,222	0
現年課税分	4,542,262,000	4,538,424,222	4,538,424,222	0
滞納繰越分	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	9,300,000	10,716,900	10,716,900	0
事業所税	994,553,000	1,013,801,200	1,013,974,680	0
現年課税分	990,385,000	1,009,633,200	1,009,806,680	0
滞納繰越分	4,168,000	4,168,000	4,168,000	0
合 計	47,940,606,000	49,150,219,278	48,234,377,676	66,841,847
現年課税分	47,582,167,000	48,184,086,929	47,841,809,672	1,057,903
滞納繰越分	358,439,000	966,132,349	392,568,004	65,783,944

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
448,451,359	34,070,805	97.8	100.8	42.1	104.0	104.1
416,243,175	10,477,905	97.2	100.5	32.0	105.5	105.8
183,134,683	10,171,707	98.9	100.5	31.7	105.9	105.9
233,108,492	306,198	34.9	105.4	0.3	93.7	95.3
32,208,184	23,592,900	99.8	101.8	10.1	99.5	99.2
16,409,400	23,592,900	100.1	101.9	10.1	99.6	99.2
15,798,784	0	18.3	68.6	0.0	75.4	62.3
408,739,177	8,658,846	98.1	100.5	44.9	101.4	101.9
408,739,177	8,658,846	98.1	100.5	44.0	101.3	101.8
170,402,714	8,364,721	99.2	100.4	43.5	101.7	101.8
238,336,463	294,125	46.7	113.6	0.5	84.9	97.2
0	0	100.0	100.0	0.9	106.1	106.1
35,230,037	517,687	94.9	101.2	1.5	103.7	104.3
14,065,565	490,200	98.1	101.0	1.5	104.0	104.7
21,164,472	27,487	34.1	113.4	0.0	97.8	86.0
0	0	100.0	99.9	9.4	97.0	97.0
0	0	100.0	99.9	9.4	97.0	97.0
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	115.2	0.0	110.1	110.1
1,876,000	2,049,480	100.0	102.0	2.1	103.0	103.9
1,876,000	2,049,480	100.0	102.0	2.1	102.5	103.5
0	0	100.0	100.0	0.0	—	—
894,296,573	45,296,818	98.1	100.6	100.0	102.1	102.4
385,888,362	44,669,008	99.3	100.5	99.2	102.4	102.4
508,408,211	627,810	40.6	109.5	0.8	89.1	96.5

7 平成30年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	21,359,786,000	21,892,508,485	21,429,880,297	31,228,294
個人	15,910,909,000	16,402,015,701	15,934,155,985	30,405,113
現年課税分	15,768,138,000	15,986,455,394	15,796,650,964	664,155
滞納繰越分	142,771,000	415,560,307	137,505,021	29,740,958
法人	5,448,877,000	5,490,492,784	5,495,724,312	823,181
現年課税分	5,441,760,000	5,458,582,600	5,482,822,100	0
滞納繰越分	7,117,000	31,910,184	12,902,212	823,181
固定資産税	22,181,194,000	22,643,994,158	22,241,450,856	10,668,454
純固定資産税	21,753,300,000	22,216,099,258	21,813,555,956	10,668,454
現年課税分	21,586,535,000	21,813,441,865	21,643,729,219	258,113
滞納繰越分	166,765,000	402,657,393	169,826,737	10,410,341
交付金	427,894,000	427,894,900	427,894,900	0
軽自動車税	735,865,000	776,832,337	738,123,373	3,762,289
現年課税分	722,196,000	741,735,400	728,490,462	170,112
滞納繰越分	13,669,000	35,096,937	9,632,911	3,592,177
市たばこ税	3,279,796,000	3,359,782,297	3,359,782,297	0
現年課税分	3,279,796,000	3,359,782,297	3,359,782,297	0
滞納繰越分	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	10,349,000	10,122,900	10,122,900	0
事業所税	1,015,009,000	1,039,280,800	1,036,982,869	1,744,711
現年課税分	1,014,071,000	1,037,404,800	1,036,851,580	0
滞納繰越分	938,000	1,876,000	131,289	1,744,711
合 計	48,581,999,000	49,722,520,977	48,816,342,592	47,403,748
現年課税分	48,250,739,000	48,835,420,156	48,486,344,422	1,092,380
滞納繰越分	331,260,000	887,100,821	329,998,170	46,311,368

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
478,660,058	47,260,164	97.9	100.3	43.9	105.4	105.5
446,912,367	9,457,764	97.1	100.1	32.6	103.3	103.3
198,417,829	9,277,554	98.8	100.2	32.4	103.4	103.4
248,494,538	180,210	33.1	96.3	0.3	98.8	93.7
31,747,691	37,802,400	100.1	100.9	11.3	112.3	112.7
13,361,400	37,600,900	100.4	100.8	11.2	112.2	112.5
18,386,291	201,500	40.4	181.3	0.0	145.2	321.6
397,790,721	5,915,873	98.2	100.3	45.6	102.6	102.7
397,790,721	5,915,873	98.2	100.3	44.7	102.6	102.8
174,903,271	5,448,738	99.2	100.3	44.3	103.1	103.1
222,887,450	467,135	42.2	101.8	0.4	83.6	75.5
0	0	100.0	100.0	0.9	100.7	100.7
35,335,675	389,000	95.0	100.3	1.5	103.2	103.3
13,453,526	378,700	98.2	100.9	1.5	103.7	103.9
21,882,149	10,300	27.4	70.5	0.0	93.1	74.9
0	0	100.0	102.4	6.9	74.0	74.0
0	0	100.0	102.4	6.9	74.0	74.0
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	97.8	0.0	94.5	94.5
595,000	41,780	99.8	102.2	2.1	102.5	102.3
595,000	41,780	99.9	102.2	2.1	102.8	102.7
0	0	7.0	14.0	0.0	45.0	3.1
912,381,454	53,606,817	98.2	100.5	100.0	101.2	101.2
400,731,026	52,747,672	99.3	100.5	99.3	101.4	101.3
511,650,428	859,145	37.2	99.6	0.7	91.8	84.1

8 市税総収入額に占める各税収入額の割合

(単位:千円、%)

年 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市税総収入額	45,353,129	47,109,661	48,234,378	48,816,343	50,272,612
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市民税収入額	19,265,052	19,502,508	20,305,190	21,429,880	22,057,086
	42.5	41.4	42.1	43.9	43.9
固定資産税収入額	20,901,546	21,256,818	21,651,874	22,241,451	22,809,227
	46.1	45.1	44.9	45.6	45.4
軽自動車税収入額	559,767	684,954	714,198	738,123	759,388
	1.2	1.5	1.5	1.5	1.5
市たばこ税収入額	3,692,137	4,679,862	4,538,424	3,359,782	3,540,004
	8.1	9.9	9.4	6.9	7.0
入湯税収入額	9,987	9,733	10,717	10,123	9,302
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業所税収入額	924,640	975,787	1,013,975	1,036,983	1,097,605
	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2

9 市税調定額に対する市民負担状況

(単位：円)

区分	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
市民税		61,374	136,844	61,239	134,411	61,741	133,697	64,467	137,892	68,181	143,591	70,136	145,549
固定資産税		66,711	148,742	66,564	146,099	67,351	145,844	68,529	146,579	70,521	148,520	72,148	149,725
軽自動車税		1,869	4,167	1,865	4,093	2,246	4,864	2,337	4,999	2,419	5,095	2,496	5,180
市たばこ税		11,446	25,520	11,420	25,066	14,475	31,345	14,091	30,140	10,464	22,037	11,022	22,873
入湯税		31	69	31	68	30	65	33	71	32	66	29	60
事業所税		2,866	6,390	2,860	6,277	3,046	6,595	3,148	6,733	3,237	6,817	3,412	7,081
合計		144,297	321,732	143,979	316,014	148,889	322,410	152,605	326,414	154,853	326,126	159,243	330,467

※人口・世帯数（外国人を含む）は当該年度3月末現在。

※決算調定額による。

10 徴 税 費

(単位：千円、%、人)

区 分		年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
税 収 入 額	(A) 市 税			48,234,378	48,816,343	50,272,612	50,032,898
	(B) 個人県民税			10,162,139	10,495,030	10,778,931	10,823,716
	(C) 合 計			58,396,517	59,311,373	61,051,543	60,856,614
徴 税 費	人 件 費	(D) 給 料		391,398	381,771	373,577	422,769
		(イ) 時間外勤務手当		34,070	39,413	33,502	35,567
		(ロ) 税務手当		3,145	2,777	2,614	3,494
		(ハ) 諸手当		191,731	187,760	183,395	197,503
		(E) その他		170,447	171,260	174,095	195,846
		(F) 小 計		790,791	782,981	767,183	855,179
	需 用 費	(G) 旅 費		715	1,033	896	1,242
		(H) 賃 金		20,271	19,091	19,160	19,786
		(I) その他		109,909	111,798	139,640	130,672
		(J) 小 計		130,895	131,922	159,696	151,700
	報奨金及びこれ に類する経費	(K) 納期前納付の報奨 金		0	0	0	0
		(L) その他		85	85	85	85
		(M) 小 計		85	85	85	85
	(N) そ の 他		102,813	69,496	68,317	94,478	
	(O) 合 計		1,024,584	984,484	995,281	1,101,442	
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	(P) 報奨金の額に 相当する金額※		0	0	0	0
		(Q) 納税義務者数 を基準にした金額		416,474	425,709	432,896	432,101
		(R) 合 計		416,474	425,709	432,896	432,101
	(S) = (O) - (R)			608,110	558,775	562,385	669,341
税収入(見込み) 額に 対する徴税费の割合	= (O) / (C)		1.8	1.7	1.6	1.8	
	= (S) / (A)		1.3	1.1	1.1	1.3	
(T) 徴 税 職 員 数			152	151	152	155	
(U) 職員一人当たり人件費(F)/(T)			5,203	5,185	5,047	5,517	

※ 徴税费 (N) その他は、還付金、還付加算金を除く。

11 市税一覧表（令和2年度）

税目	区分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																															
市民税	個人	1. 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日	1. 均等割 3,500円 2. 所得割 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">個人市民税所得割の税率</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一律に6%</td> </tr> </table> [注]個人市民税所得割の税率は比例税率化により平成19年度から一律6%となりました。 [注]定率による税額控除額(定率減税)は平成19年度分から廃止されました。	個人市民税所得割の税率		一律に6%		市民税の申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届出書 (給与支払報告) 異動月の翌月10日 公的年金等支払 1月31日	普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 給与特別徴収 徴収月 6月～翌年 5月 納期限 徴収月の翌月10日 特例 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 公的年金特別徴収 徴収月 4月、6月、8月 10月、12月、2月																											
	個人市民税所得割の税率																																				
一律に6%																																					
法人	①市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という)を有する法人(均等割・法人税割) ②市内に寮、宿泊所等を有する法人で、市内に事務所等を有しないもの(均等割) ③市内に事務所等を有する公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業を行っているもの(均等割・法人税割) ④市内に事務所等を有する公共法人又は公益法人等で収益事業を行わないもの(ただし、地税法第296条第1項第1号及び第2号に掲げる法人は除く(均等割)) ⑤市内に事務所等を有する個人で、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの(法人税割)	1. 均等割(年額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th>市内の従業者数</th> </tr> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>50人超</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>41万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>41万円</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人</td> <td>16万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人</td> <td>13万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>5万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> </tr> </table> ※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、均等割税率区分の基準とする額は、資本金等の額に無償減資等の金額を加減する処置を講じた額(ただし、当該資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合は、資本金に資本準備金を加えた額)が適用となります。 2. 法人税割 6.0% <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">税率の適用時期</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>平成26年10月1日以後に開始する事業年度</td> <td></td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日以後に開始する事業年度</td> <td></td> <td>6.0%</td> </tr> </table>	法人の区分		市内の従業者数	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	50人超	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	300万円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	41万円	175万円	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	16万円	40万円	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	13万円	15万円	上記以外の法人	5万円	12万円	上記以外の法人	5万円	5万円	税率の適用時期		税率	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		9.7%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度		6.0%	事業年度終了後 2カ月以内 均等割のみが課税される公共法人・公益法人等 4月30日	申告納付
法人の区分		市内の従業者数																																			
資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	50人超																																			
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	300万円																																			
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	41万円	175万円																																			
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	16万円	40万円																																			
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	13万円	15万円																																			
上記以外の法人	5万円	12万円																																			
上記以外の法人	5万円	5万円																																			
税率の適用時期		税率																																			
平成26年10月1日以後に開始する事業年度		9.7%																																			
令和元年10月1日以後に開始する事業年度		6.0%																																			
固定資産税	土地 家屋 償却資産(構築物、機械、装置、船舶、航空機、運搬具、工具及び備品等)	当該固定資産の所有者	1月1日	1. 4/100	償却資産の申告 1月31日	普通徴収 第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期12月1日～同月25日 第4期 2月1日～同月末日																															

11 市税一覧表(つづき)

税目	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																																																
軽自動車税	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	4月1日	<p>1. 原動機付自転車及び二輪車等の税率(年額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車 50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽二輪 125cc超 250cc以下</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 250cc超</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の税率(年額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">①旧税率</th> <th rowspan="2">②重課税率 初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 右記の軽自動車以外のもの</th> <th colspan="2">③新税率</th> </tr> <tr> <th>グリーン化特別(軽課) ※取得の翌年度から限る</th> <th>概ね25% 軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,800円</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>乗家用</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税率	原動機付自転車 50cc以下	2,000円	50cc超 90cc以下	2,000円	90cc超 125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽二輪 125cc超 250cc以下	3,600円	小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	二輪の小型自動車 250cc超	6,000円	車種区分	①旧税率	②重課税率 初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 右記の軽自動車以外のもの	③新税率		グリーン化特別(軽課) ※取得の翌年度から限る	概ね25% 軽減	三輪	3,100円	4,800円	3,900円	2,000円	四輪以上	乗家用	7,200円	10,800円	5,400円	営業用	5,500円	8,200円	3,500円	貨物用	乗家用	4,000円	6,000円	2,500円	営業用	3,000円	4,500円	1,800円	<p>取得申告 納税義務発生後 15日以内</p> <p>変更申告 所有者、使用者 住所・氏名、定 置場等の変更後 15日以内</p> <p>廃車申告 納税義務消滅後 30日以内</p>	普通徴収 5月11日～6月1日
	車種区分			税率																																																	
原動機付自転車 50cc以下	2,000円																																																				
50cc超 90cc以下	2,000円																																																				
90cc超 125cc以下	2,400円																																																				
ミニカー	3,700円																																																				
軽二輪 125cc超 250cc以下	3,600円																																																				
小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円																																																				
その他	5,900円																																																				
二輪の小型自動車 250cc超	6,000円																																																				
車種区分	①旧税率	②重課税率 初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 右記の軽自動車以外のもの	③新税率																																																		
			グリーン化特別(軽課) ※取得の翌年度から限る	概ね25% 軽減																																																	
三輪	3,100円	4,800円	3,900円	2,000円																																																	
四輪以上	乗家用	7,200円	10,800円	5,400円																																																	
	営業用	5,500円	8,200円	3,500円																																																	
貨物用	乗家用	4,000円	6,000円	2,500円																																																	
	営業用	3,000円	4,500円	1,800円																																																	
			<p>平成27年3月31日までに 初めて車両番号の指定を 受けた軽自動車</p> <p>平成27年4月1日以降に初めて車両 番号の指定を受けた軽自動車(新車)</p>																																																		

※初めて車両番号の指定を受けた年月は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」欄をご確認ください。

【軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の税制改正】

<経年車重課>

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%を重課する特例措置が平成28年度から適用となります。

<グリーン化特例(軽課)>

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽減する特例措置により、令和2年度の軽自動車税に限り適用となります。

11 市税一覧表（つづき）

税目	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																									
軽自動車税 つづき			<p>【自動車取得税の廃止と軽自動車税環境性能割の創設】 令和元年10月1日の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税（県税）が廃止されるとともに、軽自動車税（市税）において、環境性能割が創設されました。環境負荷の小さい軽自動車の普及を促進することを目的としています。当分の間は、県に申告納付することになっています。 新車・中古車を問わず、3輪以上の軽自動車を取得した場合に、取得価額に次表の税率を乗じた額が課税されます。ただし、取得価額が50万円をこえるものに限られます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">自家用(取得日)※2</th> <th rowspan="2">営業用</th> </tr> <tr> <th>令和元年10月1日 ～令和3年3月31日</th> <th>令和3年4月1日～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNO×10%低減達成)</td> <td colspan="2">非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+20%達成</td> <td></td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td></td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td></td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件は、H30排出ガス規制からNO×50%低減又はH17排出ガス規制からNO×75%低減のものに限る。 ※2 消費税引上げに伴う特例措置として、自家用乗用車を令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます</p> <p>○税制改正 (1) 税率改正 この税率改正は、平成30年10月1日から実施されましたが、激変緩和の観点や予見可能性への配慮から経過措置が講じられ、平成30年、令和2年及び令和3年の三段階に分けて引き上げられます。 また、税率引き上げ時点において一定本数以上の販売用のたばこを所持しているたばこの小売販売業者等に対して、たばこの「手持品課税」が実施されます。</p>	区分	自家用(取得日)※2		営業用	令和元年10月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日～	電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNO×10%低減達成)	非課税		非課税	令和2年度燃費基準+20%達成		非課税	令和2年度燃費基準+10%達成		1%	令和2年度燃費基準達成		0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	1%	2%	上記以外		2%	翌月末日まで	申告納付
区分	自家用(取得日)※2		営業用																											
	令和元年10月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日～																												
電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNO×10%低減達成)	非課税		非課税																											
	令和2年度燃費基準+20%達成		非課税																											
	令和2年度燃費基準+10%達成		1%																											
	令和2年度燃費基準達成		0.5%																											
	平成27年度燃費基準+10%達成	1%	2%																											
	上記以外		2%																											
市たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者等 製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者																													

11 市税一覧表(つづき)

区分 税目	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期								
市たばこ税 つづき			<table border="1"> <tr> <td>税率改正の時期</td> <td>(令和2年4月1日現在) 製造たばこの税率(千本あたり)</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>6,552円</td> </tr> </table> <p>(2) 加熱式たばこの課税方法の変更 これまで加熱式たばこについては、「パイプたばこ」の課税区分に分類され、「重量」をもって紙巻たばこの本数に換算し課税されてきました。 平成30年度の税制改正では、「加熱式たばこ」の課税区分が新たに設けられ、「重量」と「価格」により換算する方式となり、平成30年10月1日から令和4年10月1日まで、5年間かけて段階的に移行することとなっています。</p> <p>(3) 軽量な葉巻たばこの課税方式の変更 令和2年10月1日より、重量を紙巻たばこに換算する方式から、本数を紙巻たばこの本数に換算する方式へ変更されます。 ※令和2年10月1日から令和3年10月1日までの間で2回に分けて移行。</p>	税率改正の時期	(令和2年4月1日現在) 製造たばこの税率(千本あたり)	現行	5,692円	令和2年10月1日	6,122円	令和3年10月1日	6,552円		
税率改正の時期	(令和2年4月1日現在) 製造たばこの税率(千本あたり)												
現行	5,692円												
令和2年10月1日	6,122円												
令和3年10月1日	6,552円												
特別土地保有税	平成15年度分以降については課税停止(新たな課税は行わない)となっています。												
事業所税	1. 資産割 事業所床面積 2. 従業者割 従業者給与総額	事業を行う者	事業所床面積1平方メートルにつき600円 免税点 1,000㎡以下 従業者給与総額 100分の0.25 免税点 100人以下	法人 事業年度終了後 2カ月以内 個人 翌年3月15日 翌月末日まで	申告納付								
鉱産税	鉱物の価格	鉱業者	1%(鉱物の価格200万円以下の場合・・・0.7%)	翌月末日まで	申告納付								
入湯税	鉱泉浴場の入湯行為	入湯客	入湯客1人1日 150円	翌月15日まで	特別徴収								

12 税率の変遷

年度	昭和17年度	昭和18年度	昭和19年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
個人均等割	290円 (特別措置により3/4課税) (課税所得金額) 15万円以下の金額 15万円を超える金額 40万円 70万円 100万円 150万円 250万円 400万円 600万円 1,000万円 2,000万円 3,000万円 5,000万円	400円 (課税所得金額) 30万円以下の金額 30万円を超える金額 50万円 80万円 110万円 150万円 250万円 400万円 600万円 1,000万円 2,000万円 3,000万円 5,000万円	2,500円 同左 同左	同左	1,200円 同左	同左
税率	1.6% 2.4% 3.2% 4.0% 4.8% 5.6% 6.4% 7.2% 8.0% 8.8% 9.6% 10.4% 11.2% 4,000円 2,400円	税率 2% 3% 4% 5% 6% 7% 8% 9% 10% 11% 12% 13% 14%	同左	同左	同左	同左
法人均等割	100分の9.1	同左	同左	100分の12.1	同左	同左
固定資産税	100分の1.0 (年税額×3/4)	100分の0.95	昭和49年5月1日以降終了する 事業年度より100分の12.1 100分の1.1	100分の1.25	100分の1.4	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超125cc以下 軽自動車 軽二輪 三輪 四輪 乗用 貨物 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	原動機付自転車 50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超125cc以下 軽自動車 軽二輪 三輪 四輪 乗用 貨物 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 二輪の小型自動車	500円 800円 1,000円 1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 1,000円 3,000円 2,500円	同左	650円 1,000円 1,300円 2,000円 2,600円 5,200円 5,900円 2,900円 3,300円 1,300円 3,900円 3,300円	資本の金額又は出資金額が1億円を超え、80,000円 かつ従業員が100人超の法人 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、24,000円 かつ従業員が100人以下の法人及び資本 の金額、又は出資金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の 法人
たばこ消費税	100分の18.1	同左	同左	同左	同左	同左
電気税	100分の1	100分の2	100分の3	100分の3	100分の4	100分の5
ガス税		100分の3	100分の3	100分の3	同左	100分の2
特別土地保有税	-	保有 取得	100分の1.4 100分の3	同左	同左	同左
事業所税	-	-	-	-	事業所の係る事業所税 資産割 従業員割 給与総額の100分の0.25 新増設に係る事業所税	同左 1㎡ 300円 給与総額の100分の0.25 1㎡ 5,000円

12 税率の変遷 (つづき)

税目	年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
個人均等割		1,200円	同 左	1,500円	同 左
		(課税所得金額) 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	同 左	同 左	同 左
市		同 左	同 左	同 左	同 左
		税率 2% 3% 4% 5% 6% 7% 8% 9% 10% 11% 12% 13% 14%	同 左	同 左	同 左
民		800,000円	同 左	同 左	800,000円
		・資本の金額又は出資金額(相互会社においては純資産額。以下同じ)が50億円を超え、かつ市内の従業員数が100人を超える法人 ・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業員数が100人を超えるもの ・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業員数が100人を超えるもの及び資本の金額又は出資金額が100人を超えるもの ・上記以外の法人	同 左	同 左	同 左
税		400,000円	同 左	同 左	400,000円
		80,000円	同 左	同 左	80,000円
法人税割		24,000円	同 左	同 左	24,000円
		8,000円	同 左	同 左	8,000円
固定資産税		100分の12.1	同 左	同 左	100分の12.3 (昭和56年8月1日以後終わる決算から)
		100分の1.4	同 左	同 左	同 左
軽自動車税		650円	同 左	同 左	同 左
		50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,300円 90cc超125cc以下 2,000円 125cc超250cc以下 2,600円 250cc超 3,000円 乗用 5,200円 貨物 2,900円 乗用 3,300円 貨物 3,900円 乗用 3,900円 貨物 3,300円	同 左	同 左	同 左
たばこ消費税		100分の18.1	同 左	同 左	同 左
		100分の5	同 左	同 左	同 左
電気税		100分の2	同 左	同 左	同 左
		100分の1.4	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税		100分の0.3	同 左	同 左	同 左
		保有 100分の0.1 取得 100分の0.3	同 左	同 左	同 左
事業所税		300円	同 左	同 左	同 左
		1㎡ 300円 給与総額の100分の0.25 1㎡ 5,000円	同 左	同 左	同 左

12 税率の変遷 (つづき)

税目	年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
個人均等割	年度	1,500円					
	(課税所得金額)	税率 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	2,000円		所得割課税所得金額 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%	所得割課税所得金額 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 550万円 " 11%	
市	個人所得割		同左	同左			同左
	民	(1)資本等の金額が50億円を超える法人で市内に存する事務所、事業所又は同等の従業者の数が50人を超えるもの (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数が50人を超えるもの (3)資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの (4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの (5)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの (6)前各号に掲げる法人以外の法人等	同左	同左	同左		同左
税	法人均等割		同左	同左			同左
	民	年額 300万円 年額 175万円 年額 40万円 年額 15万円 年額 12万円 年額 4万円	同左	同左	同左	同左	同左
固定資産税	年度	100分の12.3					
	原動機付自転車	50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 125cc超250cc以下 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 5,500円 貨物 7,200円 小形特殊自動車 営業用 3,000円 250cc超 4,000円 その他 1,600円 4,700円 4,000円	同左	同左	同左	同左	同左
軽自動車税	年度	100分の1.4					
	軽自動車	50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 125cc超250cc以下 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 5,500円 貨物 7,200円 小形特殊自動車 営業用 3,000円 250cc超 4,000円 その他 1,600円 4,700円 4,000円	同左	同左	同左	同左	同左
たばこ消費税	年度	100分の14.3					
	たばこ消費税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
電気税	年度	100分の5					
	電気税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
ガス税	年度	100分の2					
	ガス税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
特別土地保有税	年度	100分の1.4					
	特別土地保有税	保有 100分の1.4 取得 100分の0.3	同左	同左	同左	同左	同左
事業所税	年度	100分の0.25					
	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
市	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
民	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
市	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
民	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左
	事業所税	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	従価割 百分の14.3 従量割 千本につき350円	同左	同左	同左	同左

12 税率の変遷 (つづき)

税目	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
個人均等割	2,000円	同左	同左	2,000円	同左	2,500円	同左
所得割課税所得金額	税率(速算控除有) 3% 8% 11%	同左	同左	税率(速算控除有) 3% 8% 11%	税率(速算控除有) 3% 8% 11%	税率(速算控除有) 3% 8% 12%	税率(速算控除有) 3% 8% 12%
個人所得割	160万円以下の金額 160万円を超える金額 550万円	同左	同左	160万円以下の金額 160万円を超える金額 550万円	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	同左	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円
市	(1)資本等の金額が50億円を超える法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員等の数の合計数が50人を超えるもの (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの (3)資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの (4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの (5)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの (6)前各号に掲げる法人以外の法人等	同左	同左	(1)資本等の金額が50億円を超える法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (3)資本等の金額が10億円を超える法人で市内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの (4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (5)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (6)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (7)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの (8)資本等の金額が1千万円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (9)上記以外の法人等	課税所得金額 200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 所得割額(分離課税に係る所得割額を除く)から所得割額の15%相当額(県民税と併せて2万円まで)の特別減税額を控除する。	課税所得金額 200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 所得割額(分離課税に係る所得割額を除く)から所得割額の15%相当額(県民税と併せて2万円まで)の特別減税額を控除する。	課税所得金額 200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 所得割額(分離課税に係る所得割額を除く)から所得割額の15%相当額(県民税と併せて2万円まで)の特別減税額を控除する。
市民	300万円 175万円 40万円	同左	同左	年額 300万円 年額 175万円 年額 40万円	同左	同左	同左
法人均等割	15万円 12万円	同左	同左	年額 15万円 年額 12万円	同左	同左	同左
法人税割	100分の12.3 100分の1.4	同左	同左	100分の12.3 100分の1.4	同左	同左	同左
固定資産税	50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超125cc以下 ミニカー 軽自動車 軽自動車 乗用 乗用 貨物 貨物 農耕作業用 その他 250cc超	同左	同左	同左	同左	同左	同左
軽自動車税	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円 2,500円 250cc以下 2,400円 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 1,600円 4,700円 4,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ税	千本につき1,997円 (旧3級品たばこは千本につき948円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
電気税	100分の5	同左	同左	100分の5	同左	同左	同左
特別土地保有税	保有 取得 100分の1.4 100分の3	同左	同左	同左	同左	同左	同左
ガス税	100分の2	同左	同左	同左	同左	同左	同左
事業所税	事業に係る事業所税 資産割 従業員割 ・新増設に係る事業所税	同左	同左	同左	同左	同左	同左

12 税率の変遷 (つづき)

税目	年度	平成10年度	平成11年度	平成12～14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
個人均等割	年度	2,500円	同左	同左	同左	3,000円	同左	
	個人均等割	課税所得金額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 12% ◎定額による特別減税 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 8,500円	課税所得金額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 10% ◎特別減税 所得割額から所得割額の15%相当額(県民税と併せて除する。)	課税所得金額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 10% ◎特別減税 所得割額から所得割額の15%相当額(県民税と併せて除する。)	課税所得金額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 10% ◎特別減税 所得割額から所得割額の15%相当額(県民税と併せて除する。)	同左	同左	
市民税	(1) 資本等の金額が50万円を超える法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 300万円	同左	同左	同左	同左	同左	
	(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 175万円	同左	同左	同左	同左	同左	
	(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で市内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	年額 41万円	同左	同左	同左	同左	同左	
	(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 40万円	同左	同左	同左	同左	同左	
	(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	年額 16万円	同左	同左	同左	同左	同左	
	(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 15万円	同左	同左	同左	同左	同左	
	(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	年額 13万円	同左	同左	同左	同左	同左	
	(8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 12万円	同左	同左	同左	同左	同左	
	(9) 上記以外の法人等	年額 5万円	同左	同左	同左	同左	同左	
法人税割	100分の12.3	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
固定資産税	100分の1.4	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 125cc超250cc以下 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円 7,200円 貨物 営業用 3,000円 4,000円 小形特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 250cc超 4,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	市たばこ税	千本につき2,434円 (旧3級品たばこは千本につき1,155円)	同左	同左	同左	同左	同左	
	釀酒税	100分の0.1	同左	同左	同左	同左	同左	
	特別土地保有税	保有 取得 100分の1.4 100分の0.3	同左	同左	同左	同左	同左	
入湯税	入湯客1人1日 150円	同左	同左	同左	同左	同左	課税停止	
事業所税	事業に係る事業所税	1㎡ 600円	同左	同左	同左	同左	同左	
	資産割 従業員割 ・事業に係る事業所税 ・新増設に係る事業所税	1㎡ 600円 給与総額の100分の0.25 1㎡ 6,000円	同左	同左	同左	同左	同左	

12 税率の変遷 (つづき)

税目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人所得税	個人均等割	3,000円	3,500円	同左	同左	同左	同左
	個人所得割	税車一律 ①特別減税 平成14年度課税額から算出	同左	同左	同左	同左	同左
市	市	(1)下記以外の法人等 (2)資本金等の額が1千万円以下である法人 で市内の事務所等の従業員数が50人を超 えるもの (3)資本金等の額が1千万円を超え1億円以 下である法人で市内の事務所等の従業員 数が50人以下であるもの (4)資本金等の額が1千万円を超え1億円以 下である法人で市内の事務所等の従業 者数が50人を超えるもの (5)資本金等の額が1億円を超え10億円以下 である法人で市内の事務所等の従業員数 が50人以下であるもの (6)資本金等の額が1億円を超え10億円以下 である法人で市内の事務所等の従業員数 が50人を超えるもの (7)資本金等の額が10億円を超え1億円で市 内の事務所等の従業員数が50人以下であ るもの (8)資本金等の額が10億円を超え50億円以下 である法人で市内の事務所等の従業員数 が50人を超えるもの (9)資本金等の額が50億円を超える法人で市 内の事務所等の従業員数が50人を超える もの	年額 5万円 年額 12万円 年額 13万円 年額 15万円 年額 16万円 年額 40万円 年額 41万円 年額175万円 年額300万円	同左	同左	同左	同左
	民	法人均等割	同左	同左	同左	同左	同左
県	法人均等割	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	法人所得割	同左	同左	同左	同左	同左	同左
固定資産税	法人税割	平成26年10月1日以 後に開始する事業 年度10分の5.1	同左	同左	同左	同左	同左
	固定資産税	100分の12.3 100分の11.4	同左	同左	同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車及び二輪車等	原動機付自転車 50cc以下 50cc超80cc以下 80cc超125cc以下 ミニカー 軽二輪 125cc超250cc以下 二輪の小型自動車 250cc超 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 軽四輪車等(三輪以上) 三輪 四輪以上 乗用 営業用 自家用 貨物 営業用 自家用	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円 2,400円 4,000円 1,600円 4,700円 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円	同左	同左	同左	同左
	軽自動車税	同左	同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ税	市たばこ税	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで に際しては平成28年4月1日から平成29年3月31日 までの期間に限り税率が軽減されます。	同左	同左	同左	同左	同左
	市たばこ税	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで に際しては平成28年4月1日から平成29年3月31日 までの期間に限り税率が軽減されます。	同左	同左	同左	同左	同左
入居税	入居税	100分の1 入居客人日160円	同左	同左	同左	同左	同左
	入居税	課税停止 課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止
事業所得税	事業所得税	100分の1 1円 600円 総所得額の100分の0.25	同左	同左	同左	同左	同左
	事業所得税	課税停止 課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止

